

「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(案)
に対する意見について

財務省は、9月17日、現行の株式会社日本政策金融公庫法施行令を改正し、先進国における投資金融業務の対象事業を拡大する政令案を公表した。

財務委員会では、今回の政令案の方向性に賛成するとともに、実務上の観点から、定義のさらなる明確化、対象事業の拡大ならびに制度の柔軟な運用を求める意見を取り纏め、10月15日、財務省宛提出した。

2010年 10月 15日

財務省国際局開発政策課 御中

社団法人 日本貿易会
財 務 委 員 会

「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令」(案)
に対する意見について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

9月17日に貴省より公表されました掲題政令案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しく
お願い申し上げます

敬 具

総論

先進国向けの投資金融の対象拡大の方向性には、賛成です。

第2号

- ・ 都市交通に関する高速鉄道の定義は、例えば都市交通の効率化に繋がるものであり、環境負荷を軽減するに足るものであれば取組可能とするなど、将来柔軟な対処が可能となるようにしておいて頂きたい。
- ・ 鉄道事業は初期投資が大きく事業体の資本金が巨額になる可能性もある。日本企業出資

比率については、弾力的な運用をお願いしたい。

- ・ 鉄道事業は、運賃収入は現地通貨建て、建設も土木勝ちで現地通貨ポジションがマジョリティーとなる傾向があることから、現地通貨建てファイナンスを積極的に検討して頂きたい。

第3号

- ・ 「水道、下水道その他汚水処理施設及び工業用水道に関する事業」は造水事業（例：海水淡水化事業）も対象とすることを明示頂きたい。
- ・ 水道事業の収入は現地通貨建てであることが多いことから、現地通貨建てファイナンスを積極的に検討して頂きたい。
- ・ 融資のみならず、出資、保証についても柔軟に検討して頂きたい。
- ・ 開発途上国以外の諸外国においても民間資金を活用した水ビジネスは活発である。今般の法改正により、本邦企業の国際水ビジネス市場への参入、展開が促進されることを期待している。

第4号

- ・ 再生可能エネルギー源の定義が曖昧。具体的なエネルギー源を列挙して頂きたい。以下のような改定案が考えられる。
 - 【改定案1】風力、太陽光・熱、水力、地熱、バイオマスなど、自然の作用によって永続的に再生産されると認められるエネルギー源をいう。
 - 【改定案2】風力、太陽光・熱、水力、地熱、バイオマスなど、現下の自然作用によって得られ、その利用が温室効果ガス低減に寄与すると認められるエネルギー源をいう。
- ・ 「再生可能エネルギー源による発電に関する事業」について、現在どのような方式が対象となるか明示されていない。現状、廃棄物焼却発電（Energy from Waste、EfW）方式が対象外であれば、対象となるよう検討頂きたい。
 - 開発途上地域以外の地域、特にEU諸国では、EfW導入の動きが加速している。
 - 一方、焼却技術並びに焼却廃熱の回収による発電（即ちEfW）において、日本には技術力の高いメーカーが複数存在している。
- ・ 現在の条文案は、発電事業のみに限定されており、バイオマス木質ペレットの製造のような再生可能エネルギー源を製造する事業が含まれない。「再生可能エネルギーの開発に関する事業」も対象にして頂きたい。
- ・ 融資のみならず、出資、保証についても柔軟に検討して頂きたい。
- ・ 金属・家電等のリサイクル事業そのものも支援範囲に含めて頂きたい

第7号

- ・ 「石炭から発生させたガスを原料とした燃料製品」に、ガスを經由しない直接液化によ

る製品或いは石炭の改質技術（脱水）を適用した製品も含めて頂きたい。

- ・ 石炭産出国である米国・カナダにおいて日本メーカーの技術を活かせる石炭ガス化事業を開発する際に、JBIC ファイナンスをレバレッジとして他国企業に対し比較優位性が出せることは非常に歓迎。
- ・ 開発途上地域も含めて世界的に天然ガスが枯渇する傾向にあり、ガス化学事業においては代替ガスの確保が喫緊の課題となっている。これら代替ガスとして、石炭ガス化はもちろんのこと、タイトサンドガス、炭層メタン、シェールガスなどの非在来型ガスについても検討を進めている。この点、炭層メタンは、地中の石炭層の圧力を下げることでメタンガスの回収・利用するものであるが、当該炭層メタンを利用したガス化学事業（アンモニア等）についても、地域を問わず対象となる様、柔軟な解釈をお願いしたい。

第 8 号

- ・ 石炭産出国である米国・カナダにおいて日本メーカーの技術を活かせる石炭火力発電所からの CO2 回収事業を開発する際、JBIC ファイナンスをレバレッジとして他国企業に対して比較優位性が出せることは非常に歓迎。

第 9 号

- ・ スマートグリッド分野は未だビジネスとして確立されていないため初期段階として幅広い解釈を期待している。
- ・ 「コージェネレーション（熱電併給）に関する事業」も「九 電気又は熱の効率的な仕様に関する事業」に含まれ投融資対象になることを明示して頂きたい。
コージェネレーション技術は燃料（天然ガス・石炭）の利用効率を飛躍的に高める事から、EU 諸国を中心に再生可能エネルギーと類似の利用促進政策が採られており、本邦技術の活用も期待される。

第 10 号

- ・ クラウド分野は未だビジネスとして確立されたものではないため初期段階として幅広い解釈を期待します。

その他

① 運用面について

- ・ 政令条文上の「～に係わるものに限る」の表記は、運用の柔軟性を損なうことを危惧しております。可能であれば、本件の融資対象事業については「限定的な表記」を避け、「幅を持たせた表記」への変更を希望します。例えば、対象事業の表記として「鉄道事業」とした上で、「主要都市を連絡する高速鉄道など」を括弧書きで表記するかたちとし対象事業は現場で絞る運用が円滑ではないかと考えます。

- JI (Japanese Interest / 日本企業の関与度合い) の評価基準を柔軟にして頂きたい。JBICが資金供与を検討する案件では、通常下記の要求あり：
 - 本邦企業による First Layer での出資 = Majority ではないものの、出資者の中では筆頭に近い割合での出資比率を要求
 - O&M への積極関与 = O&M 会社への出資に加え、組織上で Key Position を本邦企業がとることの要求
 然し乍、再生可能エネルギー分野において日本企業は世界に比べ出遅れており、斯かる積極関与を行える案件が少ない状況にあり、JI の評価基準を柔軟に運用して頂くことで対象プロジェクトが増加することを期待します。
- 資金供与後の Liquidity に柔軟性を持たせて頂きたい。通常は本邦企業が Loan Life に亘り事業に残ることが求められるが、流動性が高いと言われる再生可能エネルギー発電事業などでは、事業そのものが地球環境に優しいといった側面もあり、当該事業を立ち上げる段階で本邦企業が十分な関与をしていれば、安定操業後株主交代等が出来る様な弾力的な運用を検討頂きたい。
- 本邦投資家が主要資金提供者である Infrastructure Fund を日本企業として認めて頂きたい。またクローズド・エンド型 Infrastructure Fund の投資期間が融資期間よりも短い場合でも、投資期間が十分に長期であれば（例えば 10 年）投資金融供与の対象として頂きたい。

② 事業の追加希望について

- 今回の改正案には含まれていないが、新たに「道路事業」を加えることをご検討頂きたい。欧州・豪州・北米において、PPP による道路事業の建設・運営が一般的になりつつあり、日本の道路事業会社・インフラファンド等による十分な投資機会が創出されるものと想像される。
- 今回の「新成長戦略」におけるパッケージ型インフラ海外展開プロジェクトからは外れるが既に先進国向けが認められている“資源”金融の対象を拡大するかたちで、今後以下事業の追加をご検討頂きたい。
 - ✓ 我が国の食糧資源の確保に資する事業（例：穀物の買付け、貯蔵、輸送、販売に係わる設備投資や買収など）
 - ✓ 我が国の資源・エネルギー確保に資する建設・輸送事業（例：LNG 船等の備船事業、FPSO[浮体式海洋生産貯蔵積出設備]事業など）
 - ✓ 植林・パルプ関連事業

以 上